

盛岡広域振興局長告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、岩手山麓土地改良区（滝沢市）から役員の仕事の変更について次のとおり届出があった。

平成26年2月7日

盛岡広域振興局長 杉原永康

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	伊東 徳也	盛岡市土淵字幅17番地	盛岡市上厨川字下川原75番地1